

愛労委令和5年（不）第2号事件（7条1号・2号・3号・4号）

1 事案の概要

本件は、被申立人Y会社（以下「会社」という。）が、①令和4年11月14日、申立人X組合（以下「組合」という。）の組合員であるA1及びA2並びに当時組合の組合員であったA3に対し、組合を脱退するよう働きかけたことが労働組合法（以下「労組法」という。）7条3号に、②同年12月1日の団体交渉において会社の解散について伝えることなく、会社が解散するとして令和5年1月15日にA1、A2及びA3を解雇したことが労組法7条1号、2号及び3号に、③同月25日付けの団体交渉申入れに対し、当該申入れに対する回答期限である同月30日正午までに回答しなかったことが労組法7条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同日に当初申立てがされ、その後、会社が、④本件手続において、A1を労働者として雇用していたことを否定していることが労組法7条1号及び4号に該当する不当労働行為であるとして、同年11月15日に追加申立てがされた事件である。

2 主文

本件申立てを却下する。

3 判断の要旨

労働委員会規則33条1項6号は、労働委員会が不当労働行為救済申立てを却下することができる事由として「請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなき」を挙げている。

これを本件についてみるに、会社の解散が決議された後、清算人として登記されたのは代表清算人であるBのみであるところ、令和6年1月10日にBが死亡した後、後任の清算人が選任されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そうすると、本件において組合が請求する救済内容については、いずれも現実に救済命令を実行すべき者が存在しない以上、事実上実現することが不可能であることが明らかというべきである。